

教職員の超過勤務を是正し、ゆきどどいた教育を実現するための要請書

全日本教職員組合、京都教職員組合、京都市教職員組合、

事務局 京都市教職員組合（〇七五―七七一―九一七一）

（京都市左京区聖護院川原町四―十三 府教育会館三階）

【要請の趣旨】

京都市内の小学校・中学校の教員九名は、二〇〇四年一月二十日に京都市を相手取って、長年にわたって超過勤務を放置してきたことへの感謝料と超過勤務手当等の支払いを求めて、京都地方裁判所に提訴しました。

現在、教職員の超過勤務は、国立教育政策研究所・行政機関・研究者・労働組合など、どの調査をとっても、厚生労働省が過労死の危険が高まると指摘している月四十五時間を大きく超えています。京都市教職員組合の二〇〇五年十一月の調査では、平均約六十八時間、特に過労死の危険が高く一刻も早く改善が求められる月八〇時間以上の教職員が三三％に達しています。このような中で教職員の健康状態は深刻で、「いつも疲れている」「翌日までに疲れがとれない」という教職員が八〇％に達しています。文部科学省の調査（二〇〇四年度）でも病気休職者の五六％が精神疾患によるものとなっています。

超過勤務の根本原因は、山積する教育課題に対する絶対的な仕事量の多さです。小学校では行事の打ち合わせ、「総合的な学習の時間」の授業準備、書類作成、会計などの事務処理、授業準備、子ども・保護者との対応に、中学校では行事の準備、部活動指導、生徒指導、選択教科の授業準備などに多くの時間が費やされています。そのため、日々の授業準備、ノートの点検、採点、おたより・通信の作成など、必要な仕事をこなすだけで、必然的に超過勤務となっているのです。

学力低下問題、不登校・登校拒否、子どもたちの荒れや学級崩壊、児童虐待や性の商品化、経済的困窮による就学保障等々、子どもと教育を取り巻く困難な環境のもとで、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障してほしいという国民的要求が高まっています。この課題を解決するには、少人数学級の実現をはじめとする教育条件の改善とともに、何より直接子どもへの指導に当たる教職員に精神的・時間的なゆとりを取り戻すことが必要です。

一九七一年に制定された「国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する特別措置法」（給特法）は、教職員に超過勤務を原則としてさせないことを定めています。にもかかわらず、京都市並びに京都市教育委員会は四％の教職調整額の支払いを口実に、常態化している教職員の違法な超過勤務を「自主的・自発的な仕事」だとして、何ら改善策を講じないばかりか、それを助長・推進してきました。

二〇〇四年九月十六日、宇治市の小学校教諭であった故荻野恵子さんの公務災害認定裁判で、大阪高等裁判所は、通常の業務を行っていても超過勤務をせざるを得ない教師の労働実態を正確に認定し、過労死（公務災害）を認めるなど、教師の過酷な労働と災害の因果関係を認める判決がだされています。

さらに、長年「教師の勤務実態の把握は必要ない」とか「教育労働は勤務時間の計測になじまない」等の回答を行ってきた文部科学省自身が、二〇〇六年七月より勤務実態調査を行うなど、状況は大きく変化してきています。

貴裁判所におかれましては、証人調べを十分行うなど、審理をつくし、公正な判断をされることを強く要望します。

【要請事項】

- 一、原告らの超過勤務の実態を正確に認定されたい。
- 二、超過勤務が常態化していることを違法と認定し、正当な補償を命ずる判決を下されたい。

氏名	住所

